

工事設計書 新様式について

特定無線設備の技術基準適合証明等に係る省令改正の概要について
総務省令第四十三号 令和2年4月22日公布（公布の日から施行）

電波法の技術基準適合証明制度に用いられる工事設計書の様式が新しくなりました。

<改正の背景>

最近の無線設備は、「同一筐体に複数の無線設備を搭載しているものが多く、その中の一部の設備にしか技適を取得していない無線設備が販売されていた」との事案の発覚や、現行の工事設計書では、「申込者が申込対象として認識した範囲以外の設備の内容が明らかにならない」などの問題の指摘がありました。

<改正の概要>

新しい様式では、他の無線設備の類型を記載することにより、電波を発射する適合表示無線設備、微弱無線設備、同時申込の無線設備並びに電波の発射を行わない無線設備を明確にすることが可能となります。

この改正により設備全体として技術基準適合性を確保することが可能となります。

詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

(一財) 電気安全環境研究所
無線機器試験センター

E-mail : rf@jet.or.jp



一般財団法人電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES